

旧下鎌田小学校 後利用方針変更のお知らせ

令和7年4月

日頃より江戸川区政へご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。令和5年3月に閉校した旧下鎌田小学校の敷地の後利用について、下記のとおり、当初の方針を変更しましたので、お知らせいたします。

後利用方針

将来の新たな行政需要に備えるため、以下のとおり利用を図る。

変更前

【校舎・校庭】

校舎は解体し、当分の間、公園として利用を図る。

「令和6年6月時点」

【体育館】

建物の安全性の確認が取れたため、緊急時は避難所、平常時はスポーツ施設として、引き続き利用を図る。

変更後

【校舎・校庭・体育館】

全ての建物を解体し、地域との調整を図りながら、

東京都の計画する特別支援学校新校用地として活用する。

変更理由

- 都教育庁より区に対して、特別支援学校新設に向けての協力依頼があり、需要の増えている特別支援教育の更なる充実が見込まれることから、区として協力することとしました。
- そして、土地面積や更地可能時期、周辺状況等を総合的に考慮し、良好な教育環境の実現が見込まれることから、都教育庁による同校敷地の活用の申し出を受けることとしました。

今後のスケジュール

- 校舎・体育館の解体工事スケジュールは、都への土地引渡し時期等も含め調整中
- 特別支援学校建設工事スケジュールは上記を踏まえ、都により調整中

【問い合わせ】

江戸川区 新庁舎・施設整備部 財産活用課 調整係 電話 03-5662-9017

「特別支援学校新校用地として活用する」に関するご相談 ... 教育委員会事務局 学務課 相談係

電話 03-5662-1627

